

白川ダム操作規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

白川ダム操作規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 貯水池の水位等（第三条―第六条）
 - 第三章 貯水池の用途別利用（第七条・第八条）
 - 第四章 洪水調節等（第九条―第十四条）
 - 第五章 貯留された流水の放流（第十五条―第十八条）
 - 第六章 点検、整備等（第十九条―第二十一条）
 - 第七章 雑則（第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（通則）

第一条 白川ダム（天理市和爾町及び岩屋町に設置するダムをいう。）及び高瀬川分流堰（同町に設置する分流堰をいい、以下「分流堰」という。）（以下「ダム」と総称する。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

（洪水）

第三条 洪水は、櫛川の流水の貯水池への流入量が毎秒三立方メートル以上である場合又は高瀬川の流量が分流堰地点において毎秒十立方メートルを超え、その流水が分流堰から貯水池へ流入する場合における当該流水とする。

（水位）

第四条 貯水池の水位は、取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第五条 貯水池の常時満水位は、標高百十七・三メートルとする。

(サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百二十・三メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百十七・三メートルから標高百二十・三メートルまでの容量五十万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高百九・一メートルから標高百十七・三メートルまでの容量八十六万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第九条 奈良県奈良土木事務所長(以下「所長」という。)は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 奈良県県土マネジメント部河川整備課、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所、奈良地方気象台その他の別に定める関係機関(次条第三項及び第十七条において「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(高瀬川の流水の貯水池への導水)

第十一条 高瀬川の流水の貯水池への導水は、分流堰による分流により行うものとする。

2 分流堰のゲートは、別に定める場合を除き、全開しておくこととする。

3 所長は、分流堰のゲート操作を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(洪水調節等)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第十三条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限りダムから放流することができる。

一 第十九条第一項の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒三立方メートルとする。

（放流の原則）

第十六条 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（放流に関する通知等）

第十七条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲート等の操作）

第十八条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、別に定める。

第六章 点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第十九条 所長は、ダムの本体、貯水池、分流堰及びダムに係る施設等を常に良好な状

態に保つたため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

- 2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第二十条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第二十一条 所長は、ゲート等を操作し、第十九条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(その他)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。